

# ホテル・旅館等に係る表示制度について

## 目次



### 1 制度の概要

この制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、防火安全上重要な建築構造に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。



### 2 制度のいきさつ

平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、「旧適マーク制度」の内容を見直し、ホテル・旅館等の火災被害防止対策として「防火対象物に係る表示制度」がはじまりました。



### 3 対象となる建物

3 階建て以上で、収容人員が 30 人以上のホテル・旅館等（複合用途対象物のうち、ホテル・旅館等がある場合を含む）が対象となります。



### 4 表示マークを交付しているホテル・旅館等

現在、小松市内で表示マークを交付しているホテル・旅館等は次のとおりです。

平成 27 年 8 月 3 日現在

| 交付番号 | ホテル・旅館等の名称 | 所在地            | 交付年月日           | 種別 |
|------|------------|----------------|-----------------|----|
| 1    | ハイパーホテル小松  | 小松市土居原町716番地   | 平成 26 年 8 月 1 日 | 銀  |
| 3    | ホテルサンルート小松 | 小松市日の出町4丁目93番地 | 平成 27 年 8 月 3 日 | 銀  |



## 5 表示マークの種別について

表示マークには、金と銀の 2 種類があります。

審査した結果、表示基準に適合していることが認められた場合には、建物の関係者に「表示マーク（銀）」を交付します。3 年間連続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」が交付されます。なお、表示マークを建物に掲出するほか、ホームページ等に表示マークを掲出することができます。



表示マーク銀（有効期限 1 年）



表示マーク金（有効期限 3 年）

## 6 表示マーク交付までの流れ



表示マークの交付、更新を希望するホテル・旅館等の関係者は、「表示マーク交付（更新）申請書」に必要な書類を添えて、小松市消防本部予防課まで正副 2 部提出して下さい。書類審査し、その後建物が表示基準に適合しているか現地にて審査します。審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合、後日ホテル・旅館等の関係者に対し表示マークを交付します。

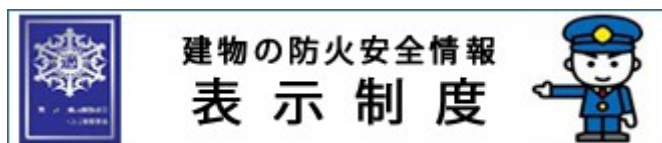
|                |                     |                     |                          |
|----------------|---------------------|---------------------|--------------------------|
| 表示マーク交付（更新）申請書 | <a href="#">ワード</a> | <a href="#">PDF</a> | <a href="#">記載例（PDF）</a> |
| 表示マーク受領書       | <a href="#">ワード</a> | <a href="#">PDF</a> | <a href="#">記載例（PDF）</a> |

## 7 表示制度説明用ページ（総務省消防庁）



表示制度について、消防庁の説明等のページへリンクします。

また、表示マークの交付を受けた事業所の方は、こちらからホームページ用の表示マークをダウンロードできます。



詳しいことは、消防本部予防課（20-2706）までお気軽にお問い合わせ下さい。